

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（＊）増加していないこと。
＊大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了日の翌日から起算して一年を超えていること（＊）。

*新型コロナウイルス感染症の影響にともなう特例による雇用調整助成金（コロナ特例）の支給を受けたことがある場合は、当該特例に係る対象期間内の最後の判定基礎期間末日（助成金が支給されたものに限る。）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

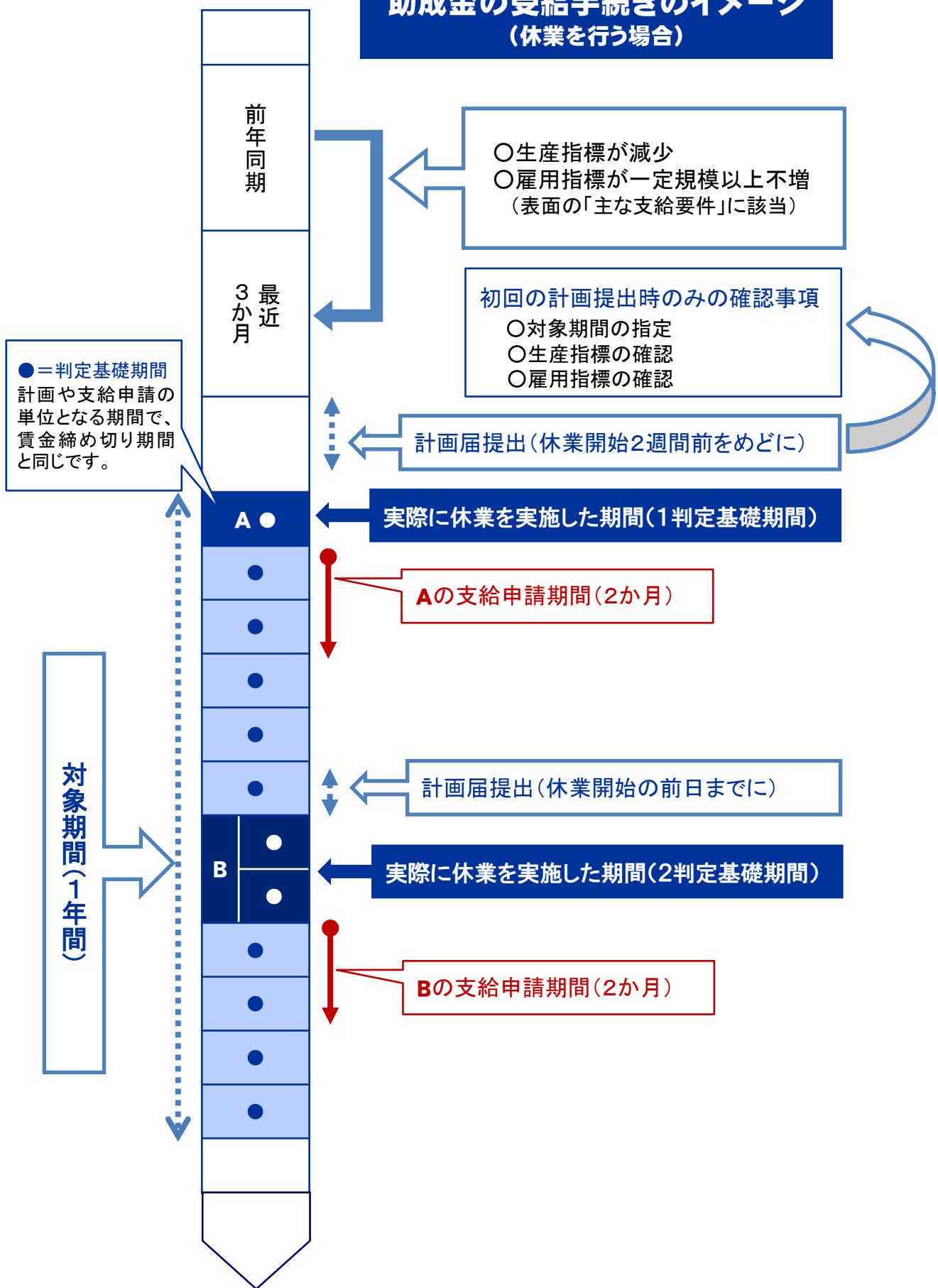
助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,490円が上限です。（令和5年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



助成金の受給手続きのイメージ

(休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

雇用調整助成金の支給のイメージ（鳥インフルエンザの場合）

- 雇用調整助成金は、「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた」雇用保険適用事業主であることを法令上の要件としており、当該事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度。
- 鳥インフルエンザを直接的な理由（家畜伝染病予防法に基づく家きんの殺処分、農場の消毒等の防疫措置、移動制限等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象にならない（過去に鳥インフルエンザの被害が生じた場合も同様の対応）。
- 一方、発生農場であっても、例えは移動制限等の法令上の制限が解除された後において、新たに種鶏や採卵鶏等が購入できないなど発生前の規模で事業再開できない「経済上の理由」があり、これに伴い事業活動が縮小した場合は、要件を満たせば支給対象となりうる。

上段：雇用調整助成金活用の可否
下段：農林水産省等における支援

「経済上の理由」に該当する可能性		
	家畜伝染病予防法に基づく措置 (殺処分等の防疫措置、移動制限等) 実施中	家畜伝染病予防法に基づく措置 (移動制限等) 解除後
発生農場	× (注1) 家畜伝染病予防法に基づき、手当金・特別手当金を交付するほか、家畜防疫互助事業、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	○ (注2)
発生農場以外の農場 (移動制限・搬出制限の影響を受けた農場)	× (注1) 家畜伝染病予防法に基づき、売り上げの減少額等について交付するほか、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	○ (注3)
臨床検査陰性など 所要の条件を満たす場合	○ (注4)	家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能
上記以外の関連事業者 (飲食店、運送業者、 食鳥処理場等)	○ (注4) このほか、セーフティネット貸付が活用可能（日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業での取扱）	

(注1) 「経済上の理由」ではなく、家畜伝染病予防法に基づく事業活動縮小のため。

(注2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく経営再開に必要な検査等終了後（発生農場については防疫指針第14の2の検査終了後）以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

(注3) 移動制限等解除後以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

(注4) 生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。